

目次 1	研究科長・学部長からのごあいさつ
2	法学部における学部教育改革について
3-4	法学部における授業方法の工夫
5	法科大学院の授業の履修生を公募します／卒業生、法学部を訪問
6	オープンキャンパス2014／第13回ホームカミングデイ 法学部企画開催

研究科長・学部長からのごあいさつ

法学政治学研究科長・法学部長
西川洋一



皆さまは「東京大学憲章」をご存じでしょうか。国立大学法人化以前に卒業された方々にとっては、はじめてお聞きになる言葉かもしれません。法人化後の卒業生の皆さまの中にも、憲章をお読みになったことのない方が多いと思います。

「東京大学憲章」は、東京大学の組織・運営に関する基本原則を定めた、いわば大学の憲法のようなものですが、その前文の冒頭に次のような文が置かれています。「東京大学は、…世界の公共性に奉仕する大学として、文字どおり『世界の東京大学』となることが、日本国民からの付託に応えて日本社会に寄与する道であるとの確信に立ち、国籍、民族、言語等のあらゆる境を超えた人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡のとれた持続的な発展、科学・技術の進歩、および文化の批判的継承と創造に、その教育・研究を通じて貢献することを、あらためて決意する」。私は憲章を読むたびに、ここに宣言された決意を実現する責任の重さを感じます。

今年、2014年を通じて、世界の多くの地域で流血の紛争が続いている。パレスティナ、ウクライナ、シリア・イラクをはじめ、各地で民族や宗教・宗派間の争いが絶えません。また、エボラ出血熱の拡大は、アフリカにおける貧困問題を改めてクローズアップしました。人間社会が抱える困難な諸問題を研究・教育の対象としなければならない法学部・法学政治学研究科が、このような状況に無関心であることはできません。私も帰宅後、私に理解可能な言語で報道されている範囲内で外国のテレビや新聞のニュースを、インターネットを通じて見るのが日課となっています。そのような時、多くの優秀な学生を預かっている学部・研究科の責任者として特に強く思うのは、戦火の中で、あるいは貧困のゆえに、勉学の機会を奪われているであろう多くの若者たちのことです。

もちろんこれは人ごとではなく、71年前には、東京大学法学部から多くの学生が学徒兵として大学を後にしたことはご存じの通りです。無事に大学に戻ってきた方々から、戦後日本の学問、政治、司法、経済等のリーダーが多く生まれたことを考えるならば、現在、例えば難民の境遇にあって高等教育を受けることを妨げられている若者たちのなかにも、本来世界に多大の貢献ができるはずの人たちが数多く含まれていることは明らかです。

現在、東京大学では教育の国際化が最大の課題とされていますが、それは単に英語でのプレゼンテーションが上手になるというようなことのみを意味するものではないでしょう。法学・政治学を学ぶ学生ならば、世界で現在生じている様々な問題を、同じ世界に生きる一員としての自分に関わることとして考えられる想像力が、第一の条件となるのではないかと思います。その意味で、自らにとっては自明のもののように思われる、大学で学ぶ機会を奪われている紛争地域の若者たちに思いを致す法学部の学生がどれくらいいるのか、気になるところです。それはとりもなおさず、私たちが、学生の目を広い世界に向けるような教育を行なっているのか、さらには、東京大学が、そのような境遇にある外国の若者たちに手をさしのべているのかという、自らへの問いかけでもあります。

ニュースレターの本号は、法学部における教育の現在と将来について特集します。現在、法学部でどのような教育上の工夫が行なわれているのか、その一端をご紹介するとともに、このたび決定したカリキュラム改革をはじめとする教育改革の試みについてご紹介いたします。

法学部における学部教育改革について

法学政治学研究科長・法学部長

西川洋一

これまでお伝えしてきましたように、東京大学では全学をあげて、学部教育を中心とする教育改革に取り組んできました。法学部でも、制度上は新制大学発足後最も大きなものとなる教育改革を実施することになりました。教育の本質が、人間と人間の間の直接的な相互交流の中にあるとすれば、制度改正は法学部の教育のごく一部にかかわるものでしかないとも言えますが、制度が人間関係に対し多大な影響を及ぼすことも、ご理解いただけるものと存じます。以下では、現在計画されている法学部の教育改革の基本的な考え方をご紹介いたします。

1 学部教育改革の出発点と目的

今回の学部教育改革の直接的なきっかけの一つが、濱田純一総長が、就任後発表された「行動シナリオ」で一種のキャッチフレーズとして打ち出した目標「もっとタフに、もっとグローバルに」を実現するための一手段として、いわゆる「秋入学」を提案されたことでした。しかしすでに法学部では、かかる外部からの要因だけではなく、学部内部から発する様々な考慮に基づき、自主的に学部教育の改革を考え始めておりました。

その第一の観点が、2004年に開設された法科大学院と公共政策大学院の実績の検証にもとづく学部教育のあり方の見直しです。すなわち、この二つの専門職大学院の設置に伴って学部カリキュラムの整理を行なったわけですが、両大学院に進学する法学部卒業生の数がほぼ安定したこと、カリキュラム改革の成果を見直す段階が到来しました。

第二の観点は、学生の進路の多様化と就職後の職業生活の流動化に伴い、学生がより自由に、自らめざす職業に向けて法学部で勉学できるようにすることです。グローバリゼーションの影響をはじめとする社会の変化によって、法学部卒業生の前にはかつてないほど多様な可能性が開かれています。そのような時代にあって、1877年の創立以来、社会をリードする人材を送り出すことを使命してきた東京大学法学部としては、従来多くの卒業生が進んできた進路を越えて、彼らが新たな地平を開くべく挑戦できる力を育てるよう努めねばなりません。

第三の観点は、第二のそれとも密接に結びついていますが、全学の教育改革の「執拗低音」ともいるべきグローバリゼーションへの対応というそれです。今後法学部の卒業生は、いかなる進路に進むのであれ、否が応でも世界とその多様な文化と向き合うことを迫られます。卒業生がこのような世界の中でリーダーシップを取ることができるような教育を行なうことは、とりわけ法学部に課された社会的責務です。

第四の観点は、学生の自主的な勉学、研究を奨励することです。法学部では、基幹となる授業に大教室での講義が多く、また多くの学生が国家試験を受験するため、ともすれば受け身の学習態度に終始する学生が少なからず見られました。しかし日本と世界が容易に解決のできない多くの問題に直面している現代においては、学生が自ら問題を設定し、自らの力でその解決を試みる力を養うことが必要です。

以上の問題意識に基づき、私たちは2012年7月に中田裕康教授を主任とし、研究科長、副研究科長もメンバーに加わって設立されたワーキンググループを中心に、膨大な時間をかけて学部教育の見直しを行なって参りました。以下、決定された改革の要点のみをご報告します。これらの改革は、来年度から全学一斉に実施される学事暦の変更を別にすれば、来年度の入学学生から実施されます。

2 学部教育改革の内容

I 全学的な改革への対応

もとより学部の教育改革は全学の改革と無関係ではありません。全学の教育改革は、次の点で法学部にも直接関係しています。

(1) 新学事暦の採用

法学部も、留学を促進するために全学的に導入される新学事暦(1年を4つの授業期間に分け、学期の配置を変更します)を取り入れますが、当分の間は原則として従来の2学期制に近い運用を行なっています。詳しくは次のURLをご覧下さい。

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/files/pdf/gakuji/20141002gakuji2015.pdf>

(2) 推薦入試の採用

平成28年度入試から法学部として推薦入試を行なうことになりました(募集人員10名程度)。これについても次のURLをご覧下さい。

<http://www.u-tokyo.ac.jp/stu03/pdf/20140728kishahappyo.pdf>

(3) 前期課程改革への協力

本郷での専門教育が実を結ぶためには駒場での前期課程教育の充実が不可欠です。法学部ではこれまで総合科目(社会・制度一般)という枠で、毎年10前後の授業を提供してきましたが、来年度以降前期課程に新たに設けられる「初年次ゼミナール」、「社会科学ゼミナール」、「学術フロンティア講義」に協力します。

II 法学部のカリキュラム改正

(1) 修了単位数の削減

授業の密度を高め、また学生の留学を促進するため、卒業に必要な後期課程における単位数を90単位から80単位に削減し、科目の学期配置も見直しました。

(2) 類制度の再編

第1類(私法コース)、第2類(公法コース)、第3類(政治コース)という現在の類(コース)制度は、新制大学発足後、第一期入学者が法学部に進学してきた1951年に設けられて以来、60年以上にわたって維持されてきたものですが、1に述べた様々な理由から、これを次の3コースに再編します。

第1類 法学総合コース

実定法科目(必修24単位、選択必修12単位以上)に重点を置きつつ、同時に選択必修科目として基礎法学系科目(4単位以上)、政治系科目(4単位以上)、経済系科目(4単位以上)の履修を要求することで、法学を広い総合的な視野の中で学修することを目的とします。また、外国語による授業もしくは外国語文献の研究を中心とする授業を必修(4単位)とすることで、外国語の応用能力を高めます。

第2類 法律プロフェッショナル・コース

第1類と同じく法的思考の基礎を身につけた上で、特に法科大学院に法学既修者として進学する学生を念頭に置き、法科大学院において法学既修者が履修を求められる科目を必修科目とします(46単位)。また第1類と同じ趣旨で、選択必修科目(4単位以上)を従来の少数の外国法科目から基礎法学科目全体に拡大することで、よりバランスの取れた学修をめざします。

第3類 政治コース

政治学の学習を中軸に据えている点で現在の第3類と性格は大きくは変わりませんが、やはり必修科目を削減(20単位)しつつ選択必修科目を増やす(24単位以上)ことで、科目履修の選択の自由拡大とバランスのとれた学修を目指し、またリサーチペイパーの必修化により、自主的な研究能力の向上を図ります。

III 新しい授業

以上の制度的枠組の改革も、授業内容の見直しを伴うものでなければ意味を持ちません。もとよりこれは不断に行なわれるべきものであり、現在も法学部の教員が授業でいかなる工夫を重ねているか、その一端をこのニュースレターでご紹介しますが、そのほかに次のような改革が進められています。

(1) 英語による授業は、公共政策大学院の協力も得て着実に増加しています。これらの授業には、法学政治学研究科や公共政策大学院の留学生も多く参加しますので、法学部の学生にとって、留学生と切磋琢磨する良い機会ともなっています。

(2) グローバル化が加速する世界における最先端の法実務に触れさせるため、企業法務の経験を有する教員を中心に、国際ビジネス法やアジア・ビジネス法等の新たな授業を展開します。

(3) しかし学部の授業の主目的はあくまでも、長い歴史を有する法学・政治学の伝統を踏まえつつ最新の研究成果を反映させた授業によって、学問的な探求の精神を学生に伝えることです。変化が激しい時代であるからこそ、基礎をしっかりと身につけることが重要であることは、社会で活躍しておられる卒業生の皆さまこそがよくおわかりのことだと思います。私は、教育の改善は決して外的・技術的な授業方法の変革に尽きるのではなく、何よりもその内容を不斷に磨いていくことにあると信じております。今後ともご支援を賜りますよう、お願いします。

法学部における授業方法の工夫

法学部での授業の進め方について

樋口範雄（英米法）

この秋からは、25番や31番教室でも、大きなスクリーンが利用できるようになり、来年の英米法の授業もずいぶんやりやすくなりそうです。かつては、紙の教材を3000枚くらいリソグラフで印刷して運んでいくと、その重さこそが、授業の重さだと感じたものです。今度は、グーグル・サイトで資料用のサイトを作り、予めそこにアップロードした資料を映写しながら授業をすることができます。

パワーポイントを利用し始めたのは、医療の学会で報告した影響です。そこでは、そのような工夫はすでに普通のことであり、私も医事法や信託法の授業でそれを始めました。法学部の授業は何しろ100分もあるので、話と板書だけで学生を引きつけるのが至難の業であることは自分自身が学生時代に経験済みです。映写したものを見せながら、というのは、注意を引きつける1つの手段です。

35年以上授業をしてくると、私の授業の進め方にも変化がありました。2点だけ指摘すると、第1に、Introduction to Japanese law in Englishという題名で英語による日本法入門を始めています。参加者は、まだ法学部生より留学生の方が多いのですが、インドネシア、ブラジル、フィリピン、韓国、中国、ベルギー、アメリカなど、さまざまの国の参加者と一緒に学ぶ環境が法学部生にも普通になる時代はそう遠くありません。第2に、この秋からは高齢者法という授業を始めます。そこでは、ロールプレイングやグループディスカッションを取り入れてみようと考えています。一方的に講義を聴く時代ではないからです。他人の考えを聞き、自ら考えてそれを発信する能力の陶冶こそ、今後の法学部生にも求められるものでしょう。そうそう、22番教室には遠隔講義が可能なシステムが入りました。それをどのように利用できるかは、もっと若い先生方に委ねることになりそうです。

INTRODUCTION TO JAPANESE LAW IN ENGLISH

Nori Higuchi
Chief, Sato
2014 summer term; classroom 22
Wednesday 10:30-12:15
nhiguchi@u-tokyo.ac.jp

The aims of this class, which is quite new and experimental, are two. One is to make this class enjoyable and interesting, a joy of every Monday, a great chance from blue Monday to a clear red Monday. The other is for you to have a chance to improve your ability to explain about Japanese law, to express your opinion on it in English.

- The structure of each class is as follows:
 - 1) You are advised to read in advance: the basic text, called a casebook.
 - 2) Presentation on the content of that book in English by Higuchi.
 - 3) Discussion between two professors and ask the participants for questions and comments in English.
 - 4) Pick up a case and discuss about it.
 - 5) Think about and discuss how the American editors see Japanese law. Do you agree or not?
- This is a sort of experiment, **you need not be good at English speaking**. This would be your first experience of that sort, which is O.K. Everyone has a first time experience.

法学部教育をどう変えるか

藤原帰一（国際政治）

いま大学教育のキーワードはグローバル化。東京大学全体で、また法学部で、どこでも出会う言葉だが、このグローバル化とは何だろう。そもそも、発足当初から国外の法制度や政治制度の学習と導入の先端にあつた法学部にとって、グローバル化は必要なことなのか。

グローバル化という言葉の響きを横に置けば、私は法学部がいつそう外に目を開くことは必要であると考える。確かに日本国外の制度の紹介は東大法学部の役目であったが、その現場は日本人の教員と日本人の学生で長らく独占されてきたこと。卒業生の進路を見ても、法曹、官庁、マスメディアなど、日本人を相手に日本語だけで仕事をすることも可能であった職業だ。

洋学紳士の空間であるはずの法学部であっても狭い世界に閉じこもる危険は大きい。学生が内向きになっているという懸念が語られてすでに久しいが、これを逆転するためのカリキュラム改革が東大全学で、また法学部で、いま進められている。

第一の改革は留学の拡大である。東京大学における留学は部局中心で

進められたため、学部や研究科によってずいぶん違いが大きかった。現在、部局レベルの協定に基づく留学を大学間協定による留学に変える作業が進められており、その結果として部局として留学する機会の乏しかった法学部でも大学間協定によって留学する機会を大幅に増やすことができた。一年外国に行くのはちょっとという学生のため、サマースクールのような短期留学プログラムも拡充している。その結果、法学部在学生が全学交換留学申請者の上位を占めることが珍しくなくなった。

第二の改革は、東京大学における教育の国際化だ。外国に出るだけでなく、外国から優秀な学生が集まり、そのなかで学ぶ環境をつくらなければならない。法学部では英語によって教える科目を急速に整備しており、これを通してまだ日本語が不十分な留学生であっても教育を受けることのできる環境を整えている。

そして、グローバル化は、ただ留学拡大や留学生受入だけではない。世界各国大学で行われている授業の方法に学び、教育方法においても新機軸を打ち出すことができる。現在法学部が中心となってJapan in Today's Worldというサマースクールを開設しているが、そこでは講義よりも学生の討論を中心とした双方向の授業を英語で行っている。ゼミでは可能だった授業のスタイルを中規模の教室で行う試みである（写真参照）。

東京大学在学中から留学し、また大学のなかでも多様な学生とともに学ぶ。それを通して、狭い世界に自足しない新しい世代を育ててゆくことがわれわれの願いである。



Japan in Today's World の授業風景

法科大学院ゼミと留学生ゼミ

大村敦志（民法）

法科大学院が始まって10年になる。この間、私は二つのタイプのゼミを新たに始めた。

一つは法科大学院で始めた社会参加型のゼミである。2005年・06年には「外国人留学生のための法律ハンドブック」というHPを作った。2008年から10年までは、「子ども法プロジェクト」と称して『法ってどんなもの』『18歳の自律』『22歳+への支援』の3冊の書物を刊行した。そして、2013年・14年には、夏休みにサマースクールを開き、中高生を相手に法科大学院生が民法を教えるという試みを行った。

いずれも授業外の準備を要したため、参加した学生諸君には負担の重いゼミであったが、毎年、熱心な参加者を得て、かなり大きな成果を収めることができた。学生諸君も学外の人たちとの直接・間接のかかわりに手応えを感じてくれたようであり、よき法律家になるまでのトレーニングの機会となつたのではないかと思う。

ゼミの内容は、法教育フォーラムのHP中の「法教育レポート」に紹介されているので（<http://www.houkyouiku.jp/13101001>）、そちらをご参照いただければ幸いである。

もう一つは「留学生のための民法案内」というゼミである。法科大学院の発足後、従前の大学院修士課程で実定法を専攻する大学院生のほとんどは外国人留学生になった。ならば、実情にふさわしい授業を提供する必要があるのではないかと考えて、2009年から始めたのがこのゼミである。2年目からは学部ゼミと合併の形をとって、国際交流に関心のある日本人学生にも参加を呼びかけたところ、内外の学生たちの間で、予想を超える活発な議論が交わされるようになった。

このゼミでは、平易な日本語を使うこと、日本法の前提を説明すること、参加者の母国法との比較の機会を持つことなどに重点を置いていますが、結果としてゼミの内容は、一般の人々に法を学んでもらう材料にもなりうるものとなった。そこで、2010年と2013年のゼミの内容をそれぞれまとめて、『民法改正を考える』『家族と法—比較家族法への招待』

(後者は近刊予定)として刊行することにした。

法曹の質が問題視され、学生の国際化が求められる昨今であるが、あるべき法曹の姿や国際化の方策は一つではない。これらのゼミを経験した諸君が、法曹として国際人として、ひと味違った活躍をしてくれるこことを期待したい。



2013年度法科大学院大村ゼミ生によるサマースクールの様子

授業紹介

飯田敬輔(国際政治経済論)

毎年4年生向けに特別講義「国際政治経済論」という講義を開講している。本講義で扱っているのは、国際政治と国際経済の接点に当たる領域で、例えば、貿易政策の決定上どのような政治要因が絡んでいるなどを解説する。週1回15週の授業でカバーできる範囲は限られるが、できるだけタイムリーな話題を盛り込むようにこころがけている。例えば、最近では環太平洋経済連携協定(TPP)交渉である。

しかし、この授業の特徴は講義の内容ではない。毎回の授業でかならずactivity timeなるものがある。これは学生が受動的に話を聞くのではなく、自分の頭脳をフル回転させ、能動的に学習する時間である。あるテーマについて簡単な作文をするだけのような場合もあるが、もう少し特徴的なものを2つ紹介しよう。1つは模擬交渉、もう1つは合同授業である。

模擬交渉には実は2つの種類がある。1つはかなり抽象度の高いもので、架空のシナリオを設定し、それについて限られた時間内で学生同士が交渉し、結果を決めるものである。一例は「コースの定理」の実証実験で、これは10分程度で2人の学生が環境汚染問題を解決するものである。2つ目はもう少し現実の問題に引きつけた模擬交渉で、近年ではTPPを扱っている。具体的には、2013年2月に行われた日米交渉を簡単に再現して交渉をさせている。学生は短時間のうちに結果を出さなければならぬため、顔を真っ赤にさせて交渉している姿は真剣そのものである。

いうまでもなく短時間のうちに、TPPのような複雑な問題の全容を理解するのは不可能である。しかし、漫然と本を読み先生の話を聞いていよいよは学生の頭に残る印象は強烈であり、これがまさしくこのエクササイズの意図するところである。

もう1つ紹介したいのは合同授業で、これは今年度が初の試みであった。国際交流基金の交流事業で来日した米国大学院生が東大を訪問したため、私がホスト役となって交流を行った。東アジアの安全保障、少子高齢化、原発再稼働の3つのテーマについて、小さなグループに分かれて英語でディスカッションを行った。本講義自体は日本語で行っているため、学生の英語力は事前には未知数であったが、活発に議論ができるので安心であった。

法学部の講義というと大教室で教授が講義ノートを読み上げ学生はひたすらメモをとるという授業を想像しがちであろう。実際、多くの講義科目はそうならざるをえないが、少しでもバリエーションを加えることで、学生・教師双方にとって、より実りある授業になると思っている。



ジョージワシントン大学大学院生との交流の様子(2014.5.26)

授業における 「聞く」を中心とした自治実践

金井利之(都市行政学)

筆者の専門は自治体行政学である。内発的な自治実践は大事だと思っている。筆者のなかでは、「大学の自治」を掲げる研究教育と通底している。授業に関しても「教授の自由」という自治実践が大事だと思っている。教育や授業の「改革」は、外部から言われて受け身で行うものではないと思う。さらに言えば、敢えて「改革」をしないで、「何ものをも学ばず、何ものをも忘れず」と保守し続けることも、一つの自治実践だと考えている。というような具合で、筆者も授業において自治実践をしている。

第1は、一方的な講義方式の強化である。一切のレジュメを配付せず、教科書を使用せず、板書もほとんどせず、ただ、100分間ひたすらマイクに向かって早口で喋り続ける。かつては110分講義であったから、喋るスピードを1.1倍くらいにする。音声だけだと、例えば、「首長(くびちょう)」を「組長」と、「首長(しゅちょう)」を「酋長」と、ノート(して定期試験答案を作成)する学生がいるので、若干の用語の板書はする。しかし、最小限にとどめる。

授業アンケートでの評価は惨憺たるものである。今のご時世、教師は学生にわかりやすいように、レジュメや資料を懇切丁寧に配付しないとならない、という漠然とした期待と圧力はある。また、そういう授業も素晴らしいと思う。しかし、である。東大生のノートは美しい。一方的な音声を、録音やテープ起こしなどに頼らず、その場で迅速かつ的確にノートにまとめることは、重大な技能である。もっと言えば、東大法学院部が学生に提供できる最大の教育サービスは、ノートを録る能力を鍛えることではないかと考えている。

第2は、事実上のインターンシップである。自治体行政学は、教室における理論は、自治体の実務との照合が常に不可欠である。しかし、学生はしばしば生活経験・実感が乏しく、気宇壯大(グローバル)な気持ちには抱いたとしても、「当たり前のことを当たり前に」進める局所的(ローカル)な実務の意味を体感しにくい。実務家をゲストスピーカーや教員としてお呼びすることは一つの解決策であるが、加えて、自治体現場に放り込む。

ここ数年は、大学の近隣である川口市役所の多大なるご協力を頂いて、事実上のインターンシップを行っている。ゼミを通年とし、前期に概要を大学内で解説し、後期には実務家をゲストスピーカーとしてお呼びしてヒアリングする。その合間の夏休みの期間、10日間程度のインターンシップ日程で、市役所に8時~17時で出かけ、窓口業務や雑用という真似事を少し体験させてもらう。それよりも何よりも、自治体職員という社会人の先輩から話を聞き、生活指導を受け、時間を共有し、食事を一緒にさせてもらう。インターン終了後には、期間中に何をしていたのか、分割みとは言わないが詳細な業務日誌報告を提出させ、後期の初回では報告会を開催する。

総じて、筆者のできる授業での自治実践は「聞く・書く」を中心である。加えて、インターンシップは「見る・歩く・感じる・嗅ぐ・触る」などもする。「読む」は伝統的な輪読形式の演習で行っている。討論・議論的な「話す」ことはあまりないかもしれないが、「聞く」ために「聞く」(=質問という「話す」)ことはしている。限られた範囲ではあるが、授業の場での自治実践を、微力ではあるが続けているところである。





法科大学院より：法科大学院の授業の履修生を公募します

法科大学院では、2015年度から、選択必修科目または選択科目のうち一部の科目について、公募により、法律実務家による履修を受け入れる予定です。「大学院科目等履修生」という既存の制度を活用しますので、以下では「公募履修生」と呼びます。

東京大学の法科大学院は、現実の諸事象を直視して分析し、体系的に理論化して、それを現代的難題の解決に応用することのできる強靭な法律家の養成を目指しています。したがって、公募履修生制度のような継続教育をおこなう場合にも、単に新たな領域に関する初歩の入門的な授業をおこなうのではなく、理論と現実との高い水準での相互作用に基づく高度に体系的な思考に、公募履修生の経験を織り交ぜることのできるようなものとしたいと考えています。そのような形で公募履修生を受け入れれば、一般の法科大学院学生・教員にとっても、現場の悩みを知り、それを体系的に位置づけて解決法を探る訓練の機会を与えられることになり、大きな刺激となります。

応募資格は、法曹資格者だけでなく、外国法事務弁護士や、企業・官庁で法律関係業務に従事する方々にも広げます。狭い意味での法曹界だけでなく多様な専門的分野で活躍する専門職業人とともに学び、前進したいと考えています。

いずれの科目でも、通常、週1回(2単位)または週2回(4単位)の授業をおこないます。講義に重点を置いたものから、参加者の報告・発言・討論を求めるものまで、様々だと思われます。

応募者が作成した志望理由書を中心とする書類審査により、科目ごとに、履修許可をおこないます。一般の法科大学院学生らと同じ教室で同じ授業に参加していただきますので、人数の観点からおのずと限界があることをご了解ください。定期試験やレポートなど、所定のハンドルをクリアした公募履修生には、単位修得証明書をお渡しし、その公募履修生が東京大学法科大学院で継続教育を受けたことを対外的に証明します。

卒業生、法学部を訪問

平成26年4月16日(水)に、昭和28年入学の8B会、24名の方々が伊藤国際学術研究センター・ファカルティクラブで午後5時からクラス会を開催されました。クラス会開催前の約2時間を利用して卒業生委員会事務局の案内で、春のさわやかな好天にも恵まれ、キャンパス懐旧を楽しんでいただきました。まず、赤門前で顔合わせのあと、伊藤国際学術研究センターの謝恩ホールと多目的スペース、そして総合図書館を見学した後、法文2号館アーケードを通り抜け安田講堂前に出て、改修増築された法学部3号館内を見学した後、法科大学院が使う法学政治学系総合教育棟を外から眺めながら、途中コミュニケーションセンターに立ち寄り東大グッズを購入するなどしつつ会場に向かわれました。クラス懇親会では大変な盛り上がりで皆様楽しいひと時をお過ごしになられたとお聞きしております。

卒業生の皆様、卒業生委員会事務局では、皆様のご要望にできるだけお応えしたいと考えておりますので、機会がございましたら是非ご一報ください。

法科大学院だけでなく、本研究科総合法政専攻でも、法曹資格者を対象として、同様の枠組みで、公募による履修生を受け入れる予定です。

2015年度前期の科目の場合、公募する科目を2015年1月中旬までに決定し、1月後半に募集を開始します。詳しくは、そのころ法学部・法学政治学研究科のウェブサイト(下記)をご覧いただければ幸いです。

www.j.u-tokyo.ac.jp

白石忠志(法曹養成専攻長)



今年度も8月に欧米から著名な講師をお招きしサマースクールを開催しました。テーマは競争法。ここに掲げたのは2クラスのうち1クラスの集合写真です。サマースクールでは、公募履修生の制度とは別に、従来から専門職業人が受講者としてご参加くださっています。今年度のサマースクールでは14名の実務家のご参加をいただきました。



東京大学オープンキャンパス2014 法学部企画開催

「高校生のための東京大学オープンキャンパス2014」が、8月6日(水)、7日(木)の2日間、本郷キャンパスにて開催されました。法学部では、7日(木)に模擬講義と質問コーナーの2つの企画を出展しました。本年度は法文1号館・法文2号館が改装工事中のため、法学政治学系総合教育棟(法科大学院棟)の教室を使用しました。

模擬講義では、西川洋一法学部長の挨拶の後、宍戸常寿教授による法学の講義、平野聰教授による政治学の講義が行われました。例年、多数の参加者が集まるところもあり、今年度は3回の模擬講義を行いましたが、午前9時前には全ての回の整理券が配布終了となる盛況ぶりでした。参加者のみなさんは熱心に講義を聞いており、また、質疑応答では鋭い質問も飛び出し、法学部での教育や昨今的情勢に対する関心の深さがうかがわれました。

もう1つの企画である質問コーナーにも200名近い高校生が詰めかけ、13名の助教・法学部生を囲み、法学部での学習や、課外活動、将来の進路などについて様々な質問を行い、回答内容に熱心に聞き入っていました。研究科ホームページにも開催報告記事が掲載されており、ぜひご覧下さい(「研究科・学部ニュース」No.25)。

なお、今年から新たに全学の企画として、「大学・入試・学部説明

会」が伊藤国際学術研究センターで開催され、各学部の教育研究内容についての紹介がありました。法学部からは西川洋一法学部長が登壇し、満員の聴衆に対して、法学・政治学を学ぶ意義を語りかけました。本説明会の動画は、後日、TODAITV(<http://todai.tv/>)で配信される予定ですので、こちらもぜひご覧下さい。



宍戸教授による法学の模擬授業

第13回 東京大学ホームカミングデイ 法学部企画開催

10月18日(土)、「第13回東京大学ホームカミングデイ」が開催されました。好天にも恵まれ、本郷キャンパスには多くの卒業生やそのご家族の方が集まりました。

法学部の企画としては、午後3時から4時15分頃まで、22番教室において、大澤裕教授による講演会「刑事司法は変わるか—最近の刑事司法改革の動向」を開催いたしました。また、講演に先立ち、学部長の西川洋一教授から、ご来場いただきました卒業生の皆様に、法学部の教員・学生数、卒業後の学生の進路、法学部における教育改革の動向など、法学部の現状についての説明が行われました。

講師の大澤裕教授は、刑事訴訟法がご専門で、講演の内容は、わが国の刑事手続の特徴を踏まえつつ、この10年間の刑事司法改革の動向とその意義を検討するものでした。紙幅の関係で、内容を詳細にご紹介することはできませんが、講演では、わが国の刑事司法においては、綿密・慎重な捜査によって詳細な調書が作成され、その検討を中心とした詳密な審理が行われるという「精密司法」と呼ばれる伝統的特色が見られたこと、しかし、これは一種の「ガラパゴス的状況」であるとの反省も現れ、公判中心の刑事司法への移行が不可避の課題とされたこと、裁判員制度の導入がその課題の実現を強力に促したこと、さらに、被疑者の取調べへの過度の依存を改めるために、法制審議会の答申によって被疑者取調べの録音・録画制度が提案されており、裁判員制度とともに、日本の刑事司法の「岩盤」を改める重要な契機となりうることなどが語られました。

短い時間ではありましたが、参加者の皆様は熱心に講演を聴いておられました。講演の内容は高度な学問的分析にまで踏み込んでおり、卒業生の方々が聴衆でなければできないような話も含まれ、まさにホームカミングデイならではの講演会となりました。



刑事司法改革の動向について説明する大澤裕教授

NEWSLETTER No.15

2014年12月発行

[編集・発行]…… 東京大学 大学院法学政治学研究科・法学部 卒業生会

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学法学部内
tel 03-5841-3131/3132 fax 03-5841-3174

[写真協力]…… 村上裕一

[デザイン]…… 安孫子正浩(水蒸気图案室)

ホームページにも学部のニュースなどが
掲載されていますので是非ご覧ください!

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>

卒業生委員会事務局への連絡先

Tel 03-5841-2776

Fax 03-5841-3119

E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp